

番号	1. 1) ②
項目	都道府県および市区町村は、文部科学省の指針に従い義務教育未修了者に対する人権施策・方針を明らかにし、担当者の位置づけ、さらにはその充実を図ること。
<p>(回答)</p> <p>平成 29 年 2 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「教育機会確保法」）」が施行され、第 3 条の 4 において、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること」とされています。</p> <p>本市における人権施策は、「大阪市人権行政基本方針」「大阪市人権行政推進計画」に基づいて行われております。そこには、教育基本法、児童の権利に関する条約、教育機会確保法をふまえ、「誰でもいつでもどこでも、必要に応じて学び続けるために、多様な学習の場・機会の提供に取り組む」と示されています。また、外国籍、外国につながる児童生徒の急増や国籍等の多様化など、近年の外国につながる児童生徒を取り巻く状況の変化を踏まえ、本市が多文化共生社会の実現のために必要な施策を進めるにあたっての方向性を示す「大阪市多文化共生指針」を令和 2 年 12 月に策定し、多文化共生社会の実現に向けた施策を推進しています。</p> <p>本市としましても、これらの方針や計画等に則り、中学校夜間学級や生涯学習としての識字学級等、担当課・グループ等を置いて様々な学びの場の提供を行っております。今後も、多様な学びの場の充実に向け、努力してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8129

番号	1. 1) ③
項目	<p>国は「無戸籍の学齢児童・生徒の就学の徹底及びきめ細やかな支援の充実について（通知）」（2015年7月8日）に準じ、学齢超過者についても支援を徹底する通知を出すこと。<u>また、市区町村は、その通知を窓口担当者に周知するとともに、学齢超過の無戸籍者を把握した場合には、義務教育を受ける権利があることを知らせるよう指導すること。</u></p>
<p>（下線部について回答）</p> <p>無戸籍の方を把握した場合には、管轄の法務局や戸籍情報所管部署などとも適宜連携協力のもとで、適切に対応してまいります。</p> <p>また、国から関係通知等が発出された際には、窓口担当等に適切に周知してまいります。</p>	
担当	<p>大阪市教育委員会事務局 総務部 学事課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9114</p>

番号	1. 1) ④	
項目	不登校状態にある生徒が、卒業後に夜間中学校への入学を希望する場合には、当該生徒及び保護者、在籍する中学校及び入学を希望する夜間中学校の間でいねいに相談して体験入学等ができるように所管する教育委員会は中学校に対して指導・助言すること。	
<p>(回答)</p> <p>本市の中学校夜間学級に入学を希望する方については、個々の状況に応じて対応を協議しております。</p>		
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186

番号	1. 2) ①			
項目	都道府県および市区町村は、不登校・引きこもり等を経験した支援を必要とする人々に、国や夜間中学校などが作成する夜間中学校のフライヤーの配布、ポスターの掲示や案内リーフレットを置くなど、夜間中学校に関する情報を周知すること。			
<p>(回答)</p> <p>不登校児童生徒の学習の場として市内3か所で運営している大阪市教育支援センター及び、「学びの多様化学校」として文部科学省の指定を受けた心和中学校に大阪府作成のポスターの掲示をすることや、市内4か所にて大阪市立中学校夜間学級入学説明会・相談会を実施することで、中学校夜間学級に関する情報を不登校経験者等に周知しております。</p> <p>令和6年度より、不登校児童生徒やその保護者の総合相談窓口として開設した登校支援室「なごみ」に、大阪府作成のポスターやチラシを掲示、配架しております。</p> <p>また、新任教員研修の際に、新任教員全員に対して大阪府作成のチラシの配付とともに大阪市立中学校夜間学級の説明を実施しております。その説明の中において、夜間学級は不登校等によって、学校で十分に学べなかった方の学び直しの間ともなるため、卒業後の子どもたちの進路の一つであることを周知しております。</p> <p>さらに、市ホームページへの掲載や、区役所や小中学校等においてもポスターを掲示するなど、中学校夜間学級についての広報活動に務めているところです。</p>				
担当	教育委員会事務局	指導部	初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186
	教育委員会事務局	総務部	学事課	電話：06-6208-9114
	教育委員会事務局	指導部	教育活動支援担当（生活指導 G）	電話：06-6208-9174

番号	1. 3) ①
項目	夜間中学校で学ぶ障がい者の教育条件の改善のため、設置要望がある場合は、必要に応じて特別支援学級設置を進めること。
<p>(回答)</p> <p>特別支援学級の設置につきましては、障がいに応じた特別の教育課程を編成し指導する必要性をふまえ、校長が、障がいのある生徒一人一人の実態を把握し、教育委員会に対して設置申請を行うこととしております。現在、1校に特別支援学級を設置しております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	1. 3) ②	
項目	一人で通学困難な生徒には、何らかの通学保障を実施（通学手段の確保）すること。また、設備等の充実を図ること。	
<p>(回答)</p> <p>本市の移動支援事業においては、通学など「通年かつ長期にわたる外出」については基本的にサービスの対象としておりませんが、介護者自身が冠婚葬祭等への出席や入院等により急遽不在となるために送迎することができず、通学が困難となる場合等には、緊急避難的な対応として一定期間の移動支援事業による対応を可能としています。</p> <p>本市としましては、重度肢体不自由等のある生徒を対象に、通学タクシー事業を実施しており、引き続き、障がいのある生徒一人一人の実態を把握し、適切な対応に努めてまいります。</p> <p>設備等の充実につきましては、順次、便所改修として洋便器の設置、加えて小便器・手洗い器の自動センサー感知式洗浄システム化を実施しております。また、照明器具の改修等を進めています。</p>		
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 教育委員会事務局 総務部 施設整備課（計画・整備 G）	電話：06-6208-8245 電話：06-6327-1009 電話：06-6208-9092

番号	1. 3) ③			
項目	障がいのある生徒や高齢の生徒が安全で、安心して学べる学習環境の整備（エレベーター・スロープ・照明等）を図ること。			
<p>(回答)</p> <p>「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、学校施設を安全かつ快適に利用できるように、便所の改修やスロープの設置などの施設整備を実施しております。</p> <p>引き続き、障がいのある生徒の実態を把握し、地域で学びやすい基礎的環境整備の充実に努めてまいります。</p>				
担当	教育委員会事務局 総務部	施設整備課	(計画・整備 G)	電話：06-6208-9092
	教育委員会事務局	指導部	インクルーシブ教育推進担当	電話：06-6327-1009

番号	1. 4) ①
項目	夜間中学校への日本語学級等の設置や日本語指導体制の充実、外国語で指導できる教員を配置すること。
<p>(回答)</p> <p>外国籍児童生徒や、保護者の国際結婚などによる日本国籍の児童生徒の増加等により、全国の公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数は6万人を大きく超え、その数は増加傾向にあります。本市におきましても、ここ数年で急増しており、約3,000名の児童生徒が在籍している状況です。</p> <p>本市では、集住地域における学校への加配や「日本語指導が必要な子どもの教育センター校」(以下「センター校」)、日本語指導協力者派遣によって、子どもたちが不安なくスムーズに学校生活を送ることができるよう、様々な形で支援を行ってまいりました。令和2年度より、「外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」を立ち上げ、日本語指導の支援の充実を図っております。</p> <p>新たに日本で生活をされることとなった、日本語の習得が必要な、学齢期以上の方々については、社会教育における事業を活用して学んでいただいている状況です。中学校夜間学級における日本語指導の在り方について、引き続き検討してまいります。</p> <p>また、教職員の配置につきましては、これまでも中学校夜間学級の充実を図る観点から、校長の意見を聞きながら、教員の配置を行ってきたところです。</p> <p>今後とも、生徒の国籍・年齢等が多様化しているという夜間学級の実態を踏まえながら、義務教育の補完としての本来の中学校教育の役割を果たすべく、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 (人権・国際理解教育) 電話：06-6208-8129 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	1. 4) ②			
項目	<p>文部科学省の見解（文部科学省ホームページ「学齢超過者の昼の中学校への入学許可」参照）をふまえ、引揚げ・帰国者のみならず新渡日者も含め、義務教育を修了しないまま学齢を超えた人も本人の立場や希望があれば、昼間の中学校への編入学を必要な配慮をした上で柔軟に認めること。また、国は都道府県および市区町村に文部科学省通知を出し、指導すること。</p>			
	<p>(回答)</p> <p>本市では、既に、平成 27 年 7 月 30 日付け文部科学省通知「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）」を踏まえ、平成 28 年度入学者より不登校など様々な事情から十分な教育を受けられないまま卒業した方で、中学校での学びなおしを希望する方について、中学校夜間学級への受け入れを行っております。</p>			
担当	教育委員会事務局	総務部	学事課	電話：06-6208-9114
	教育委員会事務局	指導部	初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186

番号	1. 4) ③			
項目	<p>国や都道府県および市区町村は、義務教育不就学・未修了者を生み出さないために、外国人児童生徒が義務教育機会を逸することがないように、「外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について」の通知内容の実施徹底、2020年7月1日に策定された「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」で示された内容の実施徹底を行うこと。学齢の外国人に対して、「外国人の保護者に就学義務がない」、「日本語が通じないこと」を理由に就学案内をおろそかにすることがないように、自治体窓口への周知徹底を行うこと。</p>			
	<p>(回答)</p> <p>新小・中学校就学予定の外国人児童生徒に対しては就学年度の前年8月頃に就学案内を送付するとともに、各区役所において広報誌での周知や案内ビラの設置を行い、就学につなげる取り組みをしています。</p> <p>また、本市では、①義務教育の年齢（満15歳）を超えている人、②中学校を卒業していない人や実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人、③大阪府内に住んでいる人のうち、入学を希望する人を対象に中学校夜間学級への入学希望者を募集しており、学齢を超過した外国人に対しても、同対象要件に当てはまる方の就学に繋がるよう、市ホームページへの掲載や、区役所や小中学校等において大阪府作成のポスター掲示、市内4か所にて大阪市立中学校夜間学級入学説明会・相談会を実施するなどの方法により、中学校夜間学級についての広報活動に努めているところです。</p>			
担当	教育委員会事務局	総務部	学事課	電話：06-6208-9114
	教育委員会事務局	指導部	初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186

番号	1. 4) ④
項目	<p>国や都道府県及び市町村は義務教育未修了の引揚げ・帰国者および新渡日者（児童生徒も含む）に対して、夜間中学校の存在を積極的に広報すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、市ホームページへの掲載や、区役所、小中学校等において大阪府作成のポスターの掲示、市内4か所にて大阪市立中学校夜間学級入学説明会・相談会を実施するなどの方法により、中学校夜間学級についての広報活動に努めているところです。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9186</p>

番号	1. 5) ①
項目	<p>国および地方自治体は、義務教育未修了者数が全国で 898,748 人という、国勢調査の「教育」項目の調査結果を真摯に受け止めること。地方自治体は、文部科学大臣の指針、夜間中学の手引きなどに従い、義務教育未修了者に対する人権施策・方針を「教育振興計画」に位置付け、その充実を図ること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市においては、「大阪市教育振興基本計画」の3つの最重要目標の中の1つである「安全・安心な教育の推進」内、施策2-3「人権を尊重する教育の推進」にて、人権施策・方針を位置付けております。本市における人権施策につきましては、「大阪市人権行政基本方針」「大阪市人権行政推進計画」に基づいて行われており、そこには、教育基本法、児童の権利に関する条約、教育機会確保法を踏まえ、「誰でもいつでもどこでも、必要に応じて学び続けるために、多様な学習の場・機会の提供に取り組む」と示されております。</p> <p>本市では、昭和44年の天王寺中学校夜間学級の開設以降、様々な事情により義務教育を未修了のまま学齢を超過した方等の学びを保障するため、50年以上にわたり、中学校夜間学級の取組を先進的に進めてまいりました。</p> <p>現在、本市の教育振興基本計画においては、中学校夜間学級に関する施策の方向性について具体的な記載はないものの、関連施策の枠組みの中に位置付け、取組を推進しております。また、政令指定都市では最大数となる市内3中学校に夜間学級を設置しており、教育機会確保法及び文部科学省の指針等を踏まえながら、引き続き教育活動の充実に取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 総務部 教育政策課 電話：06-6208-9027</p> <p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186</p> <p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(人権・国際理解教育) 電話：06-6208-8129</p>

番号	1. 5) ②
項目	<p>地方自治体は、「義務教育機会確保法」の第14条に規定されているように、学齢期を超過した人に対して、就学機会の提供やその他必要な措置を具体的に行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、中学校夜間学級を設置することにより、多くの義務教育未修了者等の就学機会の確保に努めております。</p> <p>また、平成28年度より不登校など様々な事情から十分な教育を受けられないまま卒業した方のうち、中学校での学びなおしを希望される方について、中学校夜間学級での受け入れを行っております。中学校夜間学級においては、他の中学校と同様に中学の教育課程を編成したうえで、中学校教育を実施しております。ただし、生徒それぞれの能力に応じた教育を受ける機会が確保されるよう、学習内容は弾力的に対応しております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9186</p>

番号	1. 6) ①	
項目	すべての都道府県および市区町村は、夜間中学校に関する担当を配置すること。	
<p>(回答)</p> <p>本市では、教育委員会事務局に中学校夜間学級の担当者を配置しております。</p>		
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186

番号	1. 6) ②			
項目	<p>夜間中学校の設立・設置運動が行われている地域や夜間中学校への入学希望者がいるにもかかわらず、近隣に入学や通学が可能な学校がない場合など、一日も早く夜間中学校が開設できるよう、国は早急に関係する都道府県および市区町村の教育委員会にはたらかかけるとともに、必要な財政支援を行い、未設置の各都道府県および各政令市に一校以上の夜間中学校を設置すること。また、既設の夜間中学校についてはこれまでの経過や意義をふまえ、要因や実態（義務教育未修了者数など）を分析することなく、生徒数の減少だけを理由に廃止や学級減を行わず、教育条件などさらに充実していくこと。</p>			
<p>(回答)</p> <p>中学校夜間学級の様々な問題については、今後、中学校夜間学級のあり方について検討を進め、関係諸機関とも協議しながら、適正な学級配置や教育環境の整備を図ってまいります。</p>				
担当	教育委員会事務局	総務部	学事課	電話：06-6208-9114
	教育委員会事務局	指導部	初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186

番号	1. 6) ③	
項目	ボランティア等によって運営されている自主夜間中学は、公立夜間中学に入学できない学習者も受け入れており、実質的に義務教育を保障する地域の重要な学びの場となっている。国や都道府県および市区町村は、自主夜間中学・識字教室・日本語教室等への拡充を奨励し、施設・財政面の援助などを充実させ、学習者の利益にかなうようにしていただきたい。義務教育を受ける機会を実質的に保障する施策を推進すること。	
	<p>(回答)</p> <p>本市では、①義務教育の年齢（4月1日の段階で満15歳）を超えている人、②中学校を卒業していない人や実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人、③大阪府内に住んでいる人のうち、入学を希望する人を対象に中学校教育を行うことを目的として、夜間学級を設置しております。</p> <p>また、政令指定都市では最大となる市内3中学校に夜間学級を設置しており、引き続き教育活動の充実に努めてまいります。</p> <p>また、社会教育の事業として、さまざまな理由から日本語の読み書き、会話等に不自由している方々のための学習の場として、識字・日本語教室を39教室開設し、会場の確保および教材の購入等を行っています。引き続き、学習の場として安定的に実施できよう、取り組んでまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	電話：06-6208-9186 電話：06-6539-3348

番号	1. 6) ④			
項目	<p>国や都道府県および市区町村は、連携をして、夜間中学校の存在を多くの人に知らせるための有効な広報活動を積極的に行うこと。特に、中学校を卒業する機会等において、学び直しの機会があることをフライヤーや SNS 等で引き続き周知すること。</p>			
<p>(回答)</p> <p>本市では、市ホームページへの掲載、区役所、小中学校等において大阪府作成のポスターの掲示や、市内4か所にて大阪市立中学校夜間学級入学説明会・相談会を実施するなどの方法により、中学校夜間学級についての広報活動に努めているところです。</p> <p>また、新任教員研修の際に、新任教員全員に対して大阪府作成のチラシの配付とともに大阪市立中学校夜間学級の説明を実施しております。その説明の中において、夜間学級は不登校等によって、学校で十分に学べなかった方の学び直しの場合ともなるため、卒業後の子どもたちの進路の一つであることを周知しております。</p>				
担当	教育委員会事務局	指導部	初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186
	教育委員会事務局	総務部	学事課	電話：06-6208-9114

番号	1. 6) ⑥		
項目	<p>「義務教育機会確保法」第14条および第15条に規定される「協議会」が実質的に開けるように努力すること。その「協議会」に全国夜間中学校研究会および各地区の義務教育未修了者の学習支援団体等を参加させること。</p>		
<p>(回答)</p> <p>法が想定する協議会での協議内容については、夜間中学の設置主体や設置場所、設置する時期、夜間学校の対象者、他の市町村の夜間中学の設置・運営に関する経費の一部分担等とされており、大阪府と大阪市においては既に夜間中学が設置されていることや、既に府教育庁主催の夜間学級設置主管課長会を通じて、中学校夜間学級における共通理解すべき内容の確認及び課題の共有を行っております。</p> <p>引き続き、大阪府教育庁との共通理解すべき内容の確認及び課題の共有を図ってまいります。</p>			
担当	教育委員会事務局	総務部	学事課 電話：06-6208-9114 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	1. 6) ⑦			
項目	<p>2022年度に全夜中研が行った夜間中学校に在籍する生徒への聞き取り調査等によって、夜間中学生が「夜間中学を知ったきっかけ」「入学に直接的につながった広報・情報は何であったか」は、「人からの紹介」が約63%との結果が明らかになっている。これは、夜間中学についての認識がまだまだ社会で一般化していないことを示しており、社会全体としての夜間中学認識を高めるための広報が必要と考えられる。国や都道府県および市区町村、各教育委員会は公立夜間中学の設置の有無にかかわらず、夜間中学の存在を伝え、その理解を深めてもらえるように広報活動を積極的に行うこと</p>			
	<p>(回答)</p> <p>本市では、市ホームページへの掲載、区役所、小中学校等において大阪府作成のポスターの掲示や、市内4か所にて大阪市立中学校夜間学級入学説明会・相談会を実施するなどの方法により、中学校夜間学級についての広報活動に努めているところです。また、新任教員研修の際に、新任教員全員に対して大阪府作成のチラシの配付とともに大阪市立中学校夜間学級の説明を実施することで夜間学級を周知しております。</p>			
担当	教育委員会事務局	指導部	初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186
	教育委員会事務局	総務部	学事課	電話：06-6208-9114

番号	1. 6) ⑧			
項目	<p>国や都道府県および市区町村、各教育委員会は、公立夜間中学校の設置の有無にかかわらず、行政職員および教職員に対して、夜間中学に関するパンフレットの配布や研修等を実施し、夜間中学に関する理解を進めて、行政職員および教職員から夜間中学での学びを必要とする人々に夜間中学を紹介できるようにすること。</p>			
<p>(回答)</p> <p>本市では、新任教員研修の際に、新任教員全員に対して大阪府作成のチラシの配付とともに大阪市立中学校夜間学級の説明を実施することで夜間学級を周知しております。</p> <p>また、周知にあたって市ホームページへの掲載や、市役所及び区役所にて大阪府作成のポスター掲示やチラシの配架を行っております。</p>				
担当	教育委員会事務局	総務部	学事課	電話：06-6208-9114
	教育委員会事務局	指導部	初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186

番号	1. 6) ⑨⑩
項目	<p>全国に約 23 万人いる民生委員は、読み書きに不自由している人や、不登校・引きこもりの状況、外国籍児童生徒の就学状況など、地域住民の状況を把握している。しかし、2022 年度に全夜中研が行った夜間中学校に在籍する生徒への聞き取り調査等の結果、夜間中学生の「入学に直接的につながった広報・情報は何かであったか」の「人からの紹介」約 63%のうち、民生委員からの紹介は 0.23%だった。民生委員の夜間中学についての認知度が低いと考えられる。民生委員を所管する厚生労働省や各首長部局の担当課は、「民生委員連絡協議会」等を通じて、全国に約 89 万人いる義務教育未修了者等の夜間中学での学びを必要とする人へ夜間中学を紹介できるように、民生委員へ夜間中学に関する周知・広報、研修機会の提供を行うこと。</p> <p>文部科学省や各教育委員会は、地域住民の実状を把握している民生委員が夜間中学についての理解を深めてもらえるように、民生委員を所管する厚生労働省や各首長部局の担当課へ夜間中学校に関するフライヤーやパンフレットを提供するなどして連携を進め、民生委員が義務教育修了者等の夜間中学での学びを必要とする人へ夜間中学を紹介できるように、夜間中学に関する周知・広報・研修機会の提供を行うこと。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市では、夜間学級を設置している中学校において、地域住民の状況を把握している方々に対して、中学校夜間学級についての情報提供を行うことができるよう、必要に応じて関係諸機関等との連携に務めております。</p>
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9186</p>

番号	2. 1) ①	
項目	<p>市区町村はどこに住んでいても夜間中学校に通えるよう、<u>昼間の児童生徒と同様に学齢を超えた夜間中学生に、その実態にあった就学援助費を支給し、または在籍期間中の生活保護の教育扶助を確実にを行い、中学校既卒者・未卒者、年齢にかかわらず、教育の機会均等が図られるようにすること。</u>また、<u>その制度がない市区町村には、そのための就学援助制度を確立すること。</u>特に、「中学校形式卒業生」(実質的義務教育未修了者)が夜間中学校への入学を希望するとき、教育を受ける機会が実現できるように、<u>過去の就学援助費の受給に関わらず就学援助を行うこと。</u></p>	
	<p>(下線部のみ回答)</p> <p>中学校夜間学級生徒に対する就学援助制度につきましては、基本的に「大阪市児童生徒就学援助規則」に準じて運用しており、具体的な取扱いは「中学校夜間学級生徒就学援助費交付要綱」に定めております。</p> <p>夜間中学に就学する者については、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡(以下「事務連絡」といいます。))において、「学齢を経過した者については、原則として就労等によって稼働能力を活用すべき状況にあるものと思われることから、現にその能力に応じて稼働能力を活用しており、かつ、夜間中学へ就学し、義務教育相当の教育を受けることが世帯の自立助長に資すると見込まれる場合に限り、必要な範囲で教育扶助の対象として差し支えないと考えられます。また、不登校等により稼働能力の獲得のために必要な教育を十分に受けることができなかつたこと等により、直ちに稼働能力の活用を求めるよりも夜間中学へ就学することが世帯の自立助長に資すると見込まれる場合にも、教育扶助の対象として差し支えないと考えられます。その適用にあたっては、就学援助に類する経済的支援や学び直しに関する各種支援策など他法他施策の利用の可否についても検討の上、慎重に判断するようにされたい。」と示されております。また、生活保護法(以下「法」といいます。)第4条において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のため活用することを要件として行われる。」と規定され、利用し得る他の制度等があれば保護に優先していただくことになり、本市におきましても、法や事務連絡等に基づき実施しております。</p>	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 福祉局 保護課(保護グループ)	電話：06-6115-7653 電話：06-6208-8012

番号	2. 1) ③	
項目	<p>夜間中学校への入学を居住地・勤務地・時期などで制限せず、受入人数については柔軟に対応すること。とりわけ、毎日通える範囲に夜間中学校がない場合、一刻も早く義務教育を保障されるために、他の都道府県および市区町村の夜間中学校へ通学可能な場合は、その都道府県および市区町村の夜間中学校に入学できるようにすること。また、現在通学している生徒については、就学援助を行うこと。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>大阪府下の市町村に居住し、本市の中学校夜間学級に入学を希望する方については、受け入れを行っております。</p> <p>また、大阪府以外に居住し、本市の中学校夜間学級に入学を希望する方については、個々の状況に応じて対応を協議してまいります。</p> <p>また、中学校夜間学級生徒に対する就学援助制度につきましては、基本的に「大阪市児童生徒就学援助規則」に準じて運用しており、具体的な取扱いは「中学校夜間学級生徒就学援助費交付要綱」に定めております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当</p> <p>教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当</p>	<p>電話：06-6208-9186</p> <p>電話：06-6115-7653</p>

番号	2. 1) ④
項目	都道府県および市区町村は生徒の実態に応じた教材用図書、および自主教材の作成を可能にする予算を配当すること。
<p>(回答)</p> <p>従前から、本市立中学校の維持運営のための予算につきましては、教育内容の充実を図るため、その確保に努めてきたところでございます。また、夜間学級を設置する学校には、夜間学級の教育活動を勘案して、予算の追加配当も行っております。</p> <p>今後とも、一定の教育水準を維持し教育活動に支障が生じないよう、必要な予算の確保に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当 電話：06-6115-7794

番号	2. 1) ⑤
項目	働きながら学ぶ生徒の実情や生徒の健康保持、食育の観点に立ち、学齢児童・生徒同様に学校給食法が規定する給食、または、それに準じるものを実施すること。
<p>(回答)</p> <p>本市の中学校夜間学級の夜食給食につきましては、勤労青少年の重要性に鑑み、広域行政的な観点から、大阪府の補助金事業として実施してきました。</p> <p>しかしながら、平成 21 年度に大阪府の補助金が廃止されることとなり、勤労青少年層の就労形態や社会環境の変化等を踏まえると勤労青少年層の「生徒の身体の健全な発達に資する」ために栄養価のある食事を提供するためといった制度本来の意義が薄れてきていることや、市費単独での事業継続が困難であること理由から、平成 21 年度で当該事業を廃止しているところです。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当
電話：06-6208-9143	

番号	2. 1) ⑥	
項目	<p>保育を必要とする子どものいる場合、<u>夜間中学校の入学を断念する、あるいは入学しても学習を継続できない事例がある。</u>この状況を踏まえ<u>夜間保育の減免措置を含む補助等、実効性のある具体的な条件整備を早急に図ること。</u></p>	
<p>(下線部のみ回答)</p> <p>認可保育所等の保育料については、国が定める基準を上限として市町村が定めることとなっており、各世帯の所得に応じた額をご負担いただくことが基本となっています。</p> <p>本市は、独自の財源を投入することにより、国基準の保育料から軽減を行うなど、子育て世帯への経済的負担の軽減に努めてきましたが、令和元年10月から国において幼児教育・保育の無償化が開始され、3～5歳児クラス及び非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもの保育料は無償となっています。</p> <p>さらに、本市では、独自に、令和6年9月から課税世帯の0～2歳児クラスの子どものための多子軽減における所得制限の撤廃と第2子無償化を実施しており、令和8年9月からは第1子の保育料についても無償化予定であり、これによりすべての子どもの保育料が無償となります。</p> <p>個々のケースにつきましては、状況を把握してまいります。</p>		
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課</p>	<p>電話：06-6208-9186 電話：06-6208-8106</p>

番号	2. 1) ⑩
項目	<p>夜間中学校には多数の外国人生徒が在籍している学校があり、マイノリティとして、言語だけでなく、さまざまな人権課題に直面している生徒もいる。文部科学省は法務省の「子ども人権 SOS ミニレター」事業のように、全国の小中学校を通じて配布されるものについては、多言語版で対応するよう、この事業に限らず、当該省庁に要請を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>学校におけるいじめや児童生徒に対する虐待など、子どもをめぐる人権問題は、近年大きな社会問題となっています。</p> <p>各省庁から、全国の小学校及び中学校等の児童生徒全員に配布されるものについては、その重要性を鑑みたうえで、外国につながる児童生徒も含め、すべての児童生徒及びその保護者に対して周知することは大切であると考えています。</p> <p>教育委員会としましては、関係機関を通じて関係する各省庁に対し、配布物(文書)の多言語化について働きかけてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(人権・国際理解教育) 電話:06-6208-8129

番号	2. 1) ⑩	
項目	<p>夜間中学校設置自治体は、入学条件を満たしている入学希望者に対し、定員や教員数や教室などの施設面などを理由に受け入れを断ったり、次年度に延期することがないように、各夜間中学校と十分に連携して取り組むこと。文部科学省は、入学希望者を受け入れられるよう、自治体を支援すること。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>本市における中学校夜間学級の今後のあり方については、夜間学級での教育活動の充実に向け引き続きニーズの把握、分析を進めるとともに、入学希望者の状況や在學生徒の学習状況等を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当</p>	<p>電話：06-6208-9125 電話：06-6208-9186</p>

番号	2. 2) ①	
項目	学級設置のあり方や学級定数の引下げ・教職員配置基準の見直しなど「公立義務教育諸学校の学級編成および教職員定数の標準に関する法律」を改善すること。また、それに応じた施策を行うこと。	
	<p>(回答)</p> <p>中学校夜間学級の学級編制につきましては、昼間の小・中学校と同じく、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」に基づいて行っています。</p> <p>今後とも、学級編制基準や教職員定数の変更等、国の動向を注視しながら適切に対処してまいります。</p> <p>中学校夜間学級につきましては、これまでもその充実を図る観点から、校長の意見を聞きながら、教職員の配置を行ってきたところでございます。</p> <p>今後とも、生徒の国籍・年齢等が多様化しているという夜間学級の実態を踏まえながら、義務教育の補完としての本来の中学校教育の役割を果たすべく、学級数の状況やカリキュラムの内容等を勘案し、定数増等について国へ要望してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 総務部 学事課 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9125 電話：06-6208-9114 電話：06-6208-9186

番号	2. 2) ②	
項目	<p>夜間学級と学びの多様化学校の併設校をはじめ、人事配置において夜間部と昼間部の一体活用をおこなっている学校等においては、本来夜間学級に相当数として配置している教員を他へ流用することなく、夜間学級の充実のために活用すること。</p>	
<p>(回答)</p> <p>教職員の配置については、これまでもその充実を図る観点から、校長の意見を聞きながら、教職員の配置を行ってきたところでございます。</p> <p>教職員の配置については、今後とも、生徒の国籍・年齢等が多様化しているという夜間学級の実態を踏まえながら、義務教育の補完としての本来の中学校教育の役割を果たすべく、学級数の状況やカリキュラムの内容等を勘案し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております</p>		
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当	電話：06-6208-9125

番号	2. 2) ③	
項目	夜間中学校生徒には不就学者・小学校未修了者も含まれることから、夜間中学校に小学校課程に相当する基礎学級を設置すること。あわせて、小学校教員免許を所有する教職員の配置を行うこと。	
<p>(回答)</p> <p>各校において個々の生徒の状況に合わせて、弾力的に中学校教育課程を運用しているところであり、今後も中学校夜間学級に在籍する生徒一人一人の学習状況に応じた教材の工夫や指導方法の改善等をすすめ、きめ細かな指導を努めてまいります。</p> <p>教職員の配置については、今後とも、生徒の国籍・年齢等が多様化しているという夜間学級の実態を踏まえながら、義務教育の補完としての本来の中学校教育の役割を果たすべく、学級数の状況やカリキュラムの内容等を勘案し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>		
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課	電話：06-6208-9114
	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186
	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当	電話：06-6208-9125

番号	2. 2) ④
項目	日本語指導の必要な生徒に対して日本語学級等を設置し、教職員を配置すること。また、必要に応じた諸外国語のできる教員を配置すること。
<p>(回答)</p> <p>夜間学級で学ばれている方々の中には、中学校教育を学ぶことを目的としつつも、より手厚い日本語学習等を必要とされる方々も見受けられます。</p> <p>一方、本市では社会教育の事業として、さまざまな理由から日本語の読み書き、会話等に不自由している方々のための学習の場が提供されています。中学校夜間学級における日本語学級の在り方については、入学希望者や在校生のニーズを的確に把握し、教育委員会内の担当間でより連携を深めながら、課題として検討してまいります。</p> <p>また、中学校夜間学級につきましては、これまでもその充実を図る観点から、校長の意見を聞きながら、教職員の配置を行ってきたところです。</p> <p>今後とも、生徒の国籍・年齢等が多様化しているという夜間学級の実態を踏まえながら、義務教育の補完としての本来の中学校教育の役割を果たすべく、学級数の状況やカリキュラムの内容等を勘案し、定数増等について国へ要望してまいりたいと考えています。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 (人権・国際理解教育) 電話：06-6208-8129 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	2. 2) ⑤			
項目	生徒の実態をふまえ、それに見合う在籍年数を保障すること。			
<p>(回答)</p> <p>修業年限は、学校教育法第 47 条に「中学校の修業年限は、三年とする。」とされております。夜間学級の生徒の在籍年数は、生徒の実態・状況等を鑑み、6 年以内を原則としております。</p> <p>今後とも、生徒の実態を考慮しながら教育内容の充実に努めてまいります。</p>				
担当	教育委員会事務局	総務部	学事課	電話：06-6208-9114
	教育委員会事務局	指導部	初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186

番号	2. 2) ⑥
項目	<p>夜間中学には様々な背景を持った生徒が在籍している。そのため、特別の教育課程を実施したり、自主教材の作成や生活相談等も求められる。夜間中学校の実態や課題に対応できる人材の確保に努め、さらに教職員加配を行うこと。また、全教科の専門教員を各夜間中学校に配置すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>中学校夜間学級につきましては、これまでもその充実を図る観点から、校長の意見を聞きながら、教職員の配置を行ってきたところでございます。</p> <p>今後とも、生徒の国籍・年齢等が多様化しているという夜間学級の実態を踏まえながら、義務教育の補完としての本来の中学校教育の役割を果たすべく、学級数の状況やカリキュラムの内容等を勘案し、定数増等について国へ要望してまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9125</p>

番号	2. 2) ⑦	
項目	生徒の健康を守り、安心して教育活動を行うため、常勤の養護教諭をすべての夜間中学校に配置すること。また、精神的な支援や助言が必要な生徒も多いため、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置すること。また、夜間時間帯での配置や充実を図ること。	
<p>(下線部について回答)</p> <p>中学校夜間学級におきましては、現在、養護教諭の配置を行っているところでございますが、今後とも継続した配置に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、いじめや不登校等のこどもが抱える問題の未然防止や早期発見・早期解決を図るために、全市立中学校にスクールカウンセラーを配置しています。</p> <p>いじめや不登校等のこどもが抱える問題の未然防止や早期発見・早期解決を図るために、全市立小中学校にスクールカウンセラーを配置しています。今後も引き続き、スクールカウンセラー事業の充実に努めてまいります。</p> <p>スクールソーシャルワーカー（SSW）については、「こどもの貧困対策関連事業」である「大阪市こどもサポートネット」の構成メンバーであるこどもサポートネットSSW65名を、全市24行政区へ配置しております。</p> <p>夜間学級につきましても、派遣申請に基づき、夜間学級所在区のSSWを派遣いたします。</p>		
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 こども青少年局 中央こども相談センター 教育相談担当 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（生活指導）	電話：06-6208-9125 電話：06-4301-3181 電話：06-6208-9174

番号	2. 2) ⑧
項目	事務職員、用務主事（管理作業員）をすべての夜間中学校に配置すること。
<p>(回答)</p> <p>学校事務職員の配置については、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、今後も引き続き適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>管理作業員につきましては、厳しい財政状況が続いている中、平成 18 年度より職員の採用凍結が続いていることから、他都市の状況もふまえ、順次学校 1 名配置化を進めており、夜間中学校への配置は困難でございます。引き続き、中学校配置の管理作業員が夜間学級校舎の施設整備等も含め、一体的に教育環境整備を行ってまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	2. 2) ⑨	
項目	外国語（多言語）および日本語指導の研修ができる制度等を確立すること。	
<p>(回答)</p> <p>総合教育センターでは、夏季休業中、全教員向けに、日本語指導が必要な子どもの教育センター校の担当教員や外部の講師を招き、日本語指導が必要な子どもたちの現状や効果的な日本語指導の方法、日本語教材等について学ぶ研修を実施しております。併せて、本市の多文化共生にかかわる事業の紹介、仲間づくりや授業にいかせる教材の紹介、日本語指導が必要な生徒の校内テストと評価等についても紹介しております。</p> <p>また、総合教育センターにて実施いたしました日本語指導に関する研修等については、動画を配信し、全教員が視聴できるようにしております。</p> <p>研修案内につきましては、市立中学校の夜間学級にも配信しており、教員はその案内を見て本市研修受講システム My・reco（マイ・レコ）にて各自で申し込み、研修に参加するシステムとなっています。</p>		
担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当	電話：06-6718-7471

番号	2. 2) ⑩
項目	<p>夜間中学校は教育内容の充実や生徒の行事等の打合せなどで、遠距離への出張が多い。 出張旅費の配当をその実態に見合ったものに改善すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>教職員旅費につきましては、決算見込報告の調査に基づき、不足額を追加配当するなど、必要な予算の確保に努めております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与支給担当 電話：06-6115-7895</p>

番号	2. 2) ⑪	
項目	夜間中学校の実態を認識し、教育内容・方法・対外折衝等に十分対応していくため人事異動については特別な配慮をすること	
<p>(回答)</p> <p>中学校夜間学級の教職員の人事異動につきましては、教職員の申告内容を参考にするとともに、校長とのヒアリングにて各中学校夜間学級における課題状況等を聞き取り、校長の意向を尊重して、機械的・画一的な実施にならないように行ってまいりたいと考えております。</p>		
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当	電話：06-6208-9125

番号	2. 2) ⑫
項目	<p>夜間中学校の教育の充実にむけて、教職員の研修機会の充実・確保や研究活動の支援を積極的に図ること。加えて昼間部に在籍する教職員に対して、初任者研修を含むさまざまな研修の機会が夜間中学校の存在や現状等が理解されるよう対応すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>「がんばる先生支援事業」において、学校園や教員グループが取り組む研究活動の募集を行い、教員の研究活動を支援しています。</p> <p>また、大阪市内中学校の夜間学級については、初任者研修で新任教員へ説明を行うほか、さまざまな研修において、その存在や現状等を状況に応じて取り扱うこととしています。今後も引き続き、各種研修を通じて夜間学級への理解が深まるよう、継続して取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会 総合教育センター 教育振興担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6718-7467-7457</p>

番号	2. 3) ①
項目	<p>国や都道府県および市区町村は、「日本語の能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数」のみならず、引揚げ・帰国児童生徒および新渡日者児童生徒の実態や各地域・各夜間中学校の実情に応じて、十分に合理的な配慮がなされるよう、日本語学級の開設やその充実、および日本語指導教員配置の充実、外国語ができる教員や通訳者の配置などの施策を積極的に進めること。そのため、法律や制度の整備・施策のさらなる充実を図ること。</p>
<p>(回答)</p> <p>中学校夜間学級における日本語指導につきましては、入学希望者の状況や在校生のニーズを把握し、社会教育の事業の活用、兼ね合い等を考慮しながら、よりよいあり方について検討してまいりました。さらに、令和2年度より、「外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」を実施しております。今後も、引き続き中学校夜間学級における日本語指導のあり方について、検討してまいります。</p> <p>なお、教育委員会では、各学校園における説明会や懇談時等、必要に応じて通訳者派遣を行っております。また、令和6年度より、多言語リモート通訳システムを導入しております。今後も各学校園のニーズに応えられるよう柔軟に対応してまいります。</p> <p>本市では、各学校からの通級による指導を実施している「日本語指導の必要な子どもの教育センター校」や各夜間学級へ、日本語指導が必要である生徒の実態を踏まえながら、効果的な教員の配置を行っているところであります。</p> <p>今後とも実情・実態をより精緻に把握し、引き続き教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-8129 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125</p>

番号	2. 3) ③	
項目	文部科学省および夜間中学校を設置する教育委員会は、夜間中学校での日本語学習のニーズが高まっていることを受け、夜間中学校教職員に対する日本語指導に関する研修を充実させ、制度として確立させること。	
<p>(回答)</p> <p>総合教育センターでは、日本語指導に関する研修を夜間学級の教職員にも参加しやすいよう夏季休業中に実施しております。</p> <p>今後も、夜間学級でのニーズも踏まえながら、オンデマンドやオンラインでの研修も充実させ、さらに研修に参加しやすいよう努めてまいります。</p>		
担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当	電話：06-6718-7471

番号	2. 4) ①			
項目	義務教育未修了のため夜間中学校へ入学する新渡日者が増加してきている。市区町村はそれらの新渡日者の就学を促進すること。			
<p>(回答)</p> <p>本市では、①義務教育の年齢（満 15 歳）を超えている人、②中学校を卒業していない人や実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人、③大阪府内に住んでいる人のうち、入学を希望する人を対象に中学校夜間学級への入学希望者を募集しております。</p> <p>なお、その周知にあたっては市ホームページへの掲載や、区役所、小中学校等において大阪府作成のポスターの掲示、市内 4 か所にて大阪府立中学校夜間学級入学説明会・相談会を実施するなどの方法により、中学校夜間学級についての広報活動に努めているところです。</p>				
担当	教育委員会事務局	指導部	初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186
	教育委員会事務局	総務部	学事課	電話：06-6208-9114

番号	2. 4) ②
項目	<p><u>夜間中学校で学ぶ新渡日者やその家族の経済的安定のための雇用促進や就労条件を緩和する等の方策を実施すること。また、<u>窓口等の明確化と母語対応を充実するとともに、日本語指導が必要な夜間中学生が学業と就労が両立できるよう就労支援を行うこと。</u></u></p>
<p>(下線部のみ回答)</p> <p>本市では、市内4か所の「しごと情報ひろば」でのキャリアコンサルタントによる職業相談・職業紹介をはじめ、一人ひとりの支援ニーズや可能性に応じた就業支援施策を各就業支援機関とも連携しながら推進しています。</p> <p>また、「しごと情報ひろば」の各窓口には、多言語での就労相談に対応できるよう多言語対応の音声翻訳機を常備しています。</p> <p>なお、「外国人労働者向け相談ダイヤル」の所管は厚生労働省になりますので申し添えます。</p>	
担当	<p>市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-7375</p>

番号	2. 4) ③	
項目	感染症拡大等や災害時等の行政からの情報については、「やさしい日本語」を含む多言語案内を充実させるなど、識字学習者・日本語学習者が情報弱者とならないですむような対応・取り組みを充実させること。	
<p>(回答)</p> <p>本市では、外国人住民数の急増や国籍等の多様化など、近年の外国人住民を取り巻く状況の変化を踏まえ、本市が多文化共生社会の実現のために必要な施策を進めるにあたっての方向性を示す「大阪市多文化共生指針」を令和2年12月に策定（令和6年11月一部改訂）し、多文化共生社会の実現に向けた施策を推進しています。</p> <p>当該指針において、多文化共生施策の基本的な方向性の一つとして「多様な言語・手段による情報提供、相談対応の充実」を掲げ、外国につながる市民への情報発信の充実に向けて、やさしい日本語の活用や多言語化などの取組を引き続き進めてまいります。</p>		
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課	電話：06-6208-7623

番号	2. 5) ①
項目	<p>居住地から離れて学ぶこと等への懸念、また、夜間中学校で再び不登校になるようなことがないよう、夜間中学校への受け入れについては、そのことを前提にせず、関係諸機関と連携しながら丁寧にかつ慎重に行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>不登校となっている学齢生徒の中学校夜間学級受入については、本人の希望に基づき、引き続き大阪府と連携して検討してまいります。</p> <p>また、学びの多様化学校である心和中学校（昼間部）への生徒受入についても、在籍校及び関係機関と適切に連携し、丁寧かつ慎重に行ってまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9186</p>

番号	2. 5) ②	
項目	夜間中学校受け入れに際して、居住自治体で不登校の取り組みの基本施策を策定した上で、夜間中学の学齢生徒受入れやその役割を明確にすること。	
<p>(回答)</p> <p>本市においては、大阪市教育振興基本計画に基づき、三つの最重要目標の一つに「安全・安心な教育の推進」を掲げ、不登校への対応については、特に重点的に取り組む事項の一つとして位置付けております。</p> <p>不登校となっている学齢生徒の中学校夜間学級受入については、本人の希望に基づき、引き続き大阪府と連携して検討してまいります。</p>		
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186

番号	2. 5) ③
項目	<p>夜間中学校への学齢不登校生徒の学籍移動を伴う受け入れについては、「学びの多様化学校」の制度が適用され、従来の夜間中学のカリキュラムだけとは限らない現状がある。それによって、これまでの夜間中学校の取り組みに支障が生じることや、学校現場の負担が増えることがないよう、それらに対応する教職員配置を行うこと。また、継続的な交流などを実施する場合、受け入れ業務や関係諸機関との連絡調整等をこなうコーディネーターを配置すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>不登校となっている学齢生徒の中学校夜間学級受入については、本人の希望に基づき、引き続き大阪府と連携して検討してまいります。</p> <p>また、教職員の配置につきましては、今後も引き続き、心和中学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>心和中学校（昼間部）の生徒受入業務及び関係機関との連絡調整等については、心和中学校に併設する登校支援室「なごみ」のコーディネーターが対応いたします。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125</p> <p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186</p>

番号	2. 5) ④
項目	<p>学齢不登校生徒の設置自治体外からの受け入れについては、通学の安全確保、居住地の学校・地域や支援団体等との連携を進めること。</p>
<p>(回答)</p> <p>心和中学校（昼間部）の生徒受け入れについては、大阪市内に在住し、市立学校に在籍する生徒を対象としております。また、不登校となっている学齢生徒の中学校夜間学級受入については、本人の希望に基づき、引き続き大阪府と連携して検討してまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9186</p>

番号	2.5) ⑤
項目	丁寧なケアを実施するため、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置を行うこと。また、夜間時間帯での配置や充実を図ること。
<p>(回答)</p> <p>本市における「学びの多様化学校」にあたる心和中学校には、スクールカウンセラーを週5日配置しています。</p> <p>夜間学級につきましても、「大阪市子どもサポートネット」の対象であり、派遣申請に基づき夜間学級所在区のSSWを派遣いたします。</p> <p>学びの多様化学校である心和中学校（令和6年度開校）については、「大阪市子どもサポートネット」の対象校とし、SC、SSWをはじめ、区役所及び関係機関等が検討し、生徒の支援を充実させる体制を構築しております。</p>	
担当	こども青少年局 中央子ども相談センター 教育相談担当 電話：06-4301-3181 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（生活指導） 電話：06-6208-9174 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186